

中国公船(艦艇)による尖閣諸島周辺海域(領海内)への度重なる領海侵犯及び石垣島近海までの追尾に対する抗議決議

当市行政区域である尖閣諸島周辺海域で漁労していた八重山漁協所属の漁船に対して中国海警局の艦艇2隻が、9月30日から10月1日にかけて領海侵犯し、当該漁船を威嚇、更には帰島する際も石垣島近海まで執拗に追尾した。

警備に当たった海上保安庁の巡視船が当該漁船の安全を確保し、中国の艦艇に対して領海侵犯に対する警告を行ったが、中国艦艇は警告を無視し、当該漁船に接近するなど現場は一時、緊張が高まった。

中国艦艇の領海侵犯は恒常的に行われ、尖閣諸島周辺海域の接続水域での航海は増加する一方で、今回の石垣島近海までの追尾は、これまでの中国政府の不当な主張を裏付けるような行動であると厳しく批判するものである。

尖閣諸島は、歴史的にも国際法上も我が国固有の領土であり、当市行政区域であることは明白である。周辺海域は良好な漁場であることから、中国政府の主張と中国海警局の艦艇の行った行動は断じて容認できるものではなく、再度、厳重に抗議する。

以上、決議する。

令和4年10月17日

石垣市議会

宛先 中華人民共和国国家主席、中華人民共和国駐日本国特命全権大使